

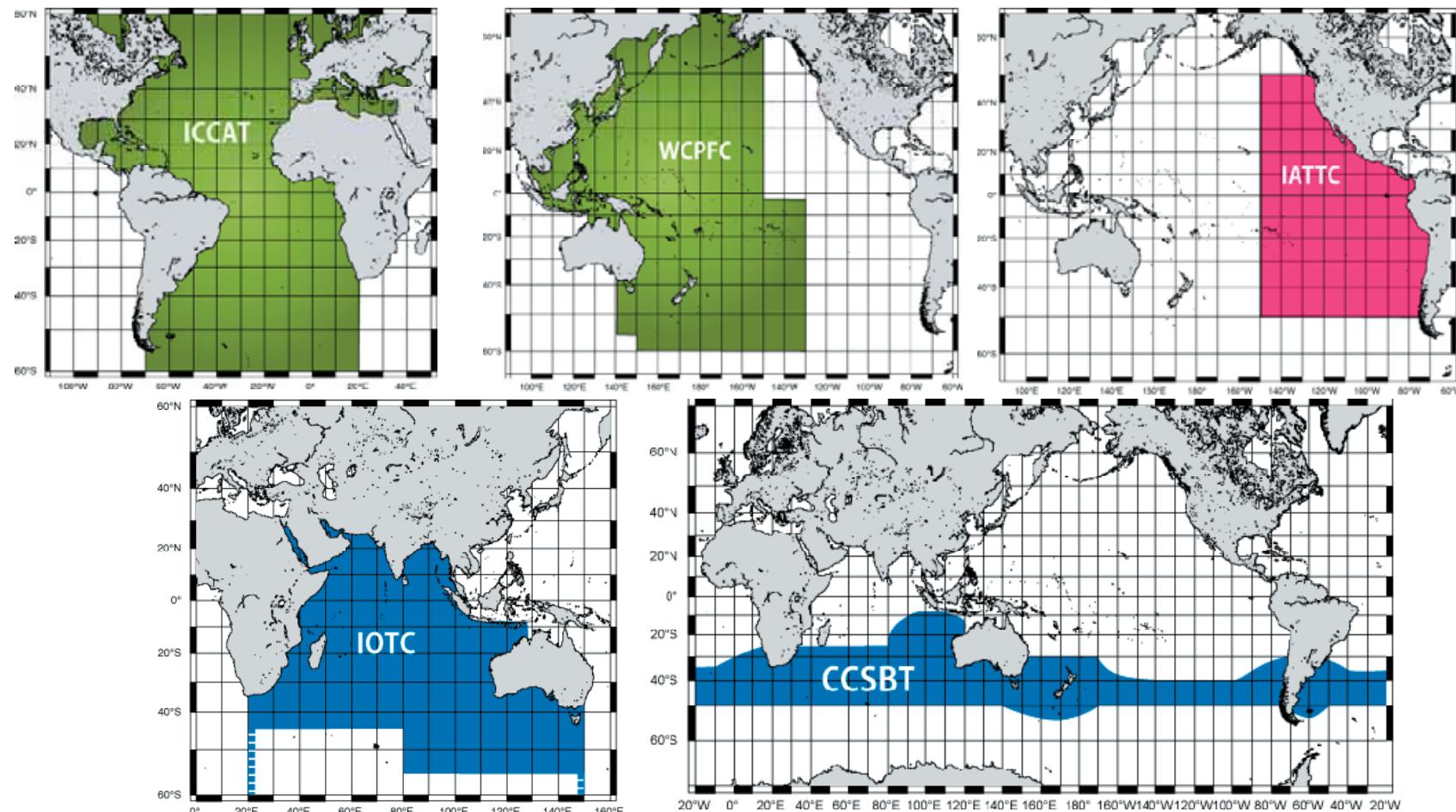
# 7-1. かつお・まぐろ類の地域漁業管理機関 (RFMO)

## Tunas Regional Fisheries Management Organization

5つのRFMOが全世界の海洋を管理。我が国はすべてのRFMOに加盟。

RFMOは魚種ごとの資源状況等を踏まえ種々の資源管理措置を実施。

我が国にとって特に重要なのは、大西洋くろまぐろを管理する大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) と我が国排他的経済水域を管理する中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)。



## 7 - 2 . RFMOにおける主な規制措置



### ICCAT (大西洋まぐろ類保存国際委員会) <年次会合:毎年11月開催>

東大西洋クロマグロの総漁獲可能量(TAC)の削減。  
(2009年漁期:22,000t 2010年漁期:13,500t)  
保存管理措置に反したクロマグロの輸出入の禁止と、蓄養の監視措置等クロマグロの管理を強化。  
運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。  
クロマグロに対する漁獲証明制度(CDS)の導入。



### WCPFC (中西部太平洋まぐろ類委員会) <年次会合:毎年12月開催>

2010年の措置として、  
メバチについて、  
(a)まき網漁業においては、集魚装置を用いた操業の3ヶ月間禁止、太平洋島嶼国の排他的経済水域に囲まれた公海の禁漁。  
(b)はえ縄においては、2001～2004年の平均値から漁獲量を20%削減。  
クロマグロについて、漁獲努力量を2002～2004年水準より増大させないために必要な措置をとる。



### IOTC (インド洋まぐろ類委員会) <年次会合:毎年3月開催>

メバチ、キハダについて、2007年～2011年の間、毎年の実操業隻数を2006年水準に制限。  
ピンナガ、メカジキについて、2008年～2011年の間、毎年の実操業隻数を2007年水準に制限。  
運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。



### IATTC (全米熱帯まぐろ類委員会) <年次会合:毎年6月開催(2010年は9月を予定)>

メバチ・キハダについて、以下の2010年の保存管理措置を2011～2013年に継続して実施。  
【まき網漁業】(我が国漁船の操業なし)  
全面禁漁措置(62日間)  
沖合特定区での禁漁措置(1か月間)  
【はえ縄漁業】(我が国漁船のメバチ漁獲実績14,785トン)  
2007年のメバチ漁獲枠の5%減(我が国漁獲枠32,372トン)

2010年11月現在の情報です。

最新の会議結果についてはプレスリリースをご覧ください。



### CCSBT (みなみまぐろ保存委員会) <年次会合:毎年10月開催>

ミナミマグロの総漁獲可能量(TAC)の削減。  
(2009年漁期:11,810t→2010年・2011年漁期:9,449t×2)  
運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。  
ミナミマグロに対する漁獲証明制度(CDS)の導入。

## RFMO合同会合

<第1回:2007年1月(神戸)、第2回:2009年6～7月(スペイン)>

各RFMOが以下の措置を緊急に採択するよう勧告。  
世界的にマグロの漁獲能力(漁船数等)が過剰であるので、これを解決する措置をとる。ただし、沿岸途上国の漁業発展を害しないようこれを実施する。  
管理措置を徹底するため、漁船位置管理システム、オブザーバー、漁獲証明制度等の監視取締措置を5つの地域漁業管理機関で統一性を図る。  
マグロ漁業で混獲されるサメ、海鳥、海亀について協調した対策をとる。